

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大仙市告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止に関する届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月31日

大仙市長 老松博行



1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ若竹町店
秋田県大仙市若竹町575番地 外
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,180.14m²
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0m²
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和5年6月23日
- (6) 変更する理由
店舗計画見直しのため

2 届出年月日

令和5年6月23日